

## 理由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、所得税の税率構造の改正、定率減税を廃止する改正、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度における比較試験研究費を上回る部分の税額控除率を加算する措置の創設、情報基盤強化税制の創設等の法人関連税制の改正、中小企業投資促進税制の対象資産の拡充、同族会社の留保金課税の見直し等の中小企業関係税制の改正、土地の売買等に係る登録免許税の特例の創設、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設等の土地・住宅税制の改正及び非永住者の範囲の見直し等の国際課税の改正を行うとともに、酒類の分類の簡素化及び酒類間の税負担格差の縮小等の酒税の改正、たばこ税の税率の引上げ、所得税の地震保険料控除の創設、相続税の物納制度等の見直し、一定の事業免許等に対し登録免許税の負担を求める改正並びに会社法の制定に伴う所得税及び法人税等の所要の整備等を行うほか、情報通信機器等に係る投資促進税制の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。